

平成13年4月16日

裁判所の人的体制の充実について

(司法制度改革審議会からの照会に対する回答)

最高裁判所事務総局

第1 裁判所の人的体制の充実について

1 「裁判官の大幅増員」について，具体的な増員の規模及び増員のスケジュール並びにその根拠

(回答)

1 基本的な考え方

裁判官の必要人員数，言い換えれば裁判官の増員数を規定する基本的な要因は，第17回審議会において説明したとおりである。裁判は，関係者の共同作業であり，またその手順と方法が法定されているという仕事の性質上，裁判所，裁判官の業務量は，事件処理方法についての法制度，事件数，当事者の活動によって大きく左右されることになる。裁判所は，これまでの裁判制度，訴訟手続の中で，各種の事件の動向を踏まえながら，適正で迅速な裁判の実現という要請にこたえるため，人的態勢の充実強化に努めてきた。

当審議会におけるこれまでの議論を通じて，現在の裁判に対する国民の要望，社会的ニーズが明らかにされるとともに，裁判制度，訴訟手続，これらを支える基盤としての法曹養成制度等の骨格が提示され，これに沿った司法の態勢の充実強化が求められている。これらの要請に応えていくためには，裁判所の人的態勢の充実強化を図ることが不可欠であり，特にその中心をなす裁判官の増員を図ることがとりわけ重要である。

これまでの審議会における審議を踏まえると，裁判官の増員の検討に当たって，大きく見て，次の3つの要因を考慮する必要がある。

第1の要因は，民事事件，刑事事件等をより迅速適正に処理し，専門的な事件に的確に対応するための増員という点である。裁判の迅速適正化，専門化に対応するためには様々の方策を複合的に講じていく必要があることは，これまでの議論でも明らかであるが，裁判官の態勢の強化がその一つの重要

な要素であることは言うまでもない。第2の要因は、裁判官制度の改革に対応するための増員という点である。第3の要因は、今後予想される事件増加に対応するための増員という点である。これまでの事件動向、今後の弁護士人口の増加、社会経済情勢の変化等に照らすと、各種事件は中長期的に見てかなり増加していくことが予想される。

このうち、第1の要因については、手続の整備、当事者の活動の充実を前提とし、現在の事件規模をもとに増員に関するある程度定量的な試算が可能であり、また、第2の要因についても、制度の見直しを想定した同様の試算が可能である。しかし、第3の要因については、事件変動の要因が複雑多様で的確な将来予測が難しいことから、増員に関する定量的な試算は困難であり、あくまで仮説の域に止まらざるを得ない。同時に、裁判官の増員は、その充員の可能性、すなわち裁判官として真に相応しい人員を現実にどの程度確保できるのかという点をも考慮したものでなければならない。このような観点から、今後10年程度の期間を想定して裁判官の増員の在り方について検討した。

結論的にいうと、現在の事件規模を前提として、裁判の一層の迅速化を図り、かつ専門化等の要請に対処していくこと、また、判事補に多様な経験を積ませ、特例判事補の単独事件関与の時期を遅らせるためには、約500人の裁判官の増員が必要であり、これに加えて、事件の増加状況に応じた裁判官の増員が必要であると思われる。もっとも、今後持ち込まれる事件の質、手続法制や事件処理態勢の在り方、当事者の活動の充実にいかににより、その必要数は変動することになる。

2 訴訟の迅速化，専門化への対応

審議会においては、民事及び刑事訴訟事件について、制度的又は手続的改革を加え、依然として長期化が目立つ事件、特に実質的な争いがある人証調べを要する民事訴訟事件について審理期間を大幅に短縮し、また、専門訴訟を含む複雑困難な事件を適切に解決していくという方針が打ち出されたところである。この方針を進めていくためには、計画的な審理、専門家の活用等に関する手続制度の改革のほか、弁護士の増加、弁護士の執務態勢の強化

によって充実した訴訟準備活動が実現するなど、充実した審理のための態勢、条件の整備が進められるとともに、裁判所の人的態勢の充実強化を図ることが必要不可欠である。

これを裁判官数という観点からみると、裁判官1人当たりの担当事件数を減らし、裁判官がより集中した審理ができる態勢を確保すること、また、全体としての裁判官にある程度の余裕を持たせ、専門化に対応しうる事件処理態勢を強化することが最も重要である。

このような態勢について、現在の事件規模を前提にして具体的に検討したものを示したのが、別紙1から3である。民事訴訟事件についての試算を例にとると、裁判官の手持ち件数を大幅に減らし(手持ち件数を現在の4分の3に減らす。180件から130～140件へ)、これに伴い期日間隔を大幅に短縮し(実質的に争いのある事件について、現在の平均約50日間隔を平均30日間隔へ。必要に応じて連続的開廷へも対応できる態勢作り)、専門訴訟をはじめとする複雑訴訟に対応するため合議率を大幅アップする(現在の約2倍。約5%から10%へ)態勢を築くことを考えている。このような態勢と前述した諸条件の整備と相まって、判決までに平均20か月以上かかっていた人証調べのある地裁民事訴訟の審理を1年以内に終了できるようにしたい。また、この場合の裁判官の負担は、これまでの月当たり終局事件数23件から15～16件(うち人証調べのある判決終局事件数は4件から2～3件)へと減少することになる。

同様に、民事執行事件、倒産事件、刑事訴訟事件、家裁事件についても、現在の事件規模を前提に検討すると、審理の迅速化、専門化等に対応するための裁判官の態勢の充実強化を図るためには、合計で約450人の増員が必要と考えられる。

3 裁判官制度の改革に伴う増員

これまでの審議を通じて判事補の外部研修及び特例判事補制度の見直しの方向が提示されている。これらを実施していくためには定員上の措置が必要とされることは、その審議の際に説明したところである。

判事補の外部派遣の方法としては、民間企業・弁護士事務所等への派遣、

検察庁・行政庁への出向，留学等が考えられる。派遣期間中に裁判官の身分を離れるものについては増員の措置は必要ないが，判事補の身分を有するものについては，その期間，人数に対応した代替裁判官の確保(増員とその充員)が必要となる。現在は身分を保有したままの研修を裁判官定員の中で実施しているが，これを除いても，数十名の判事補の増員が必要である。

また，特例判事補制度の見直しについては，地方裁判所及び家庭裁判所の本庁，支部を含めて現在約300人が特例判事補として単独事件を担当しているが(特に，特例判事補は，交通事情の良くない遠隔地の支部等で勤務する者が少なくないことはこれまで述べたとおりである。)，これらの特例判事補を単独訴訟事件の担当から除外した場合には，これに見合う判事の人的手当(増員とその充員)が必要となる。

特例判事補制度に関する具体的な見直しのテンポや規模は，代替する判事の増員とその確保，さらには支部の裁判事務の運営の在り方等種々の要素を考慮する必要があるが，裁判所は，審議会において，現実的な見通しとして「特例判事補は主として合議体の右陪席として執務することとし，単独訴訟事件を担当する時期を7年目ないし8年目と順次後ろ倒しすることを検討したい。」旨を提案したところである。今後10年間で，支部を除く地方裁判所及び家庭裁判所の本庁において，単独訴訟事件を担当する時期を8年目とするのが現実的であると考えている。この場合には，これらの庁における8年目未満の特例判事補の数に相当する60人程度の判事の増員・充員が必要となる。

4 事件数の増加への対応

裁判事件数の変動要因には様々なものがあり，景気変動等の経済変化，弁護士人口の増加，規制緩和等の改革による影響，ADRの整備，紛争予防法務の発展など，事件数の増加ないし抑制に作用すると思われる種々の要因が錯綜しており，的確な将来予測をすることは困難である。弁護士人口の大幅な増加を考慮すると，事件数も今後10年間でかなり増加するものと思われるが，例えば，増加した弁護士が，どの程度訴訟外の事務に関与するのか，紛争予防の機能をどう果たしていくのか，あるいは本人訴訟事件をどの程度

受任するのかが等によっても事件数は大きく左右されることになり，計数的にこれを予測することは困難である。

いずれにしても，事件が増加すれば，それに見合った裁判官の増員が必要となるところであり，例えば，民事訴訟事件数が1・3倍になった場合には，計算上，裁判官約300ないし400人の増員が必要となるが，今後の事件の質，当事者の活動の充実度等の変動要素があることは前述のとおりである。

5 まとめ

結論としては，冒頭で述べたとおり，

現在の事件数を前提に，迅速化と専門化への対応，裁判官制度改革への対応を図るために，約500人の裁判官の増員が必要である。

これに加えて，計数上はプラスアルファということになるが，今後の事件数の増加に対応する増員が必要となる。

(注)これらの増員を満たしていくためには，大幅な判事の充員が必要である。現在の判事補から判事になる者の数は概ね予想しうるが，これではこのように大幅な判事の増員分を賄っていくことは困難であり，相当多数の弁護士任官者を確保していく必要がある。

2 その他の裁判所の「関係職員の適正な増加」に関する具体的考え方

(回答)

1 基本的な考え方

増員についての基本的な考え方は、裁判官の増員について述べたところと共通であり、裁判所職員についても適切な増員を図っていく必要がある。なかでも裁判所書記官と家庭裁判所調査官が重要である。

2 裁判所書記官

書記官の果たすべき役割は、事件の種別や審級を問わず、これまでも増して重要なものとなってきている。例えば、新しい民事訴訟法下で、書記官の役割が拡充され、書記官はこれまで以上に裁判官と一体となって、争点整理の場面にも深く関与するようになってきている。また、書記官は、民事執行手続において、その中核である物件明細書や配当表の原案の作成を行うほか、破産手続においても、破産原因や免責不許可事由の調査等、各種調査事務や管財事件の進行管理に伴う事務を担当しており、これらの事件処理においては、書記官の役割は極めて重要である。

ちなみに、現在の事件数を前提に、迅速化と専門化への対応のために合計約450人の裁判官の増員が必要であることからすると、これに合わせて書記官の増員を行うことが必要となる。今後、民事及び刑事の制度的又は手続的変更、事務処理のIT化等が行われれば、書記官の事務やその処理態勢に種々の影響を与えることになるので、それに応じて、内部の事務処理態勢や裁判官と書記官の比率等の見直しも必要となろう。

さらに、今後の事件数の増加に対応するためには、書記官についてもそれに見合った増員を図っていく必要がある。

3 家庭裁判所調査官

家庭裁判所調査官は、心理学等の人間関係諸科学の知識と専門的技法を活用して、事実の調査や調整を行うなどして、家庭事件の科学的かつ専門的処理に不可欠な役割を果たしている。

昨年度に施行となった成年後見関係事件を始めとして家事事件は依然とし

て増加傾向にあり，他方，少年事件も内容的には複雑困難なものが増加していること，人訴移管等の制度改革が検討されていることを踏まえ，家庭裁判所調査官についても適切な増員を図っていく必要がある。

3 上記について，その質・能力(職業倫理も含む。)を向上させるための具体的方策

(回答)

1 裁判官について

上記のような裁判官の増員を進めていくに当たっては，併せてその資質・能力の確保が重要な課題となるところであるが，現代社会においては，社会活動の多様化に伴い，裁判で取り扱われる事象を理解するために必要な知識も多方面にわたるようになってきている。そのため，裁判官に裁判だけでなく広い体験をする機会を設けることの重要性は一層高まっている。裁判官の資質の確保・向上については，裁判官制度の改革についての意見の中で申し上げたとおりであるが，裁判所としては，現在の留学，民間企業での長期研修及び行政庁への出向に加えて，弁護士事務所への長期間(少なくとも1年間)の派遣制度を導入し，原則としてすべての判事補が，任期中に，留学を含むこれら外部派遣制度のいずれかに参加する機会を持つことができるよう検討したい。

また，裁判官の専門化についても，今後，司法研修所において，専門性強化を意識した研修のプログラム(例えば，医療事件，建築関係事件，経済事件，知的財産権事件，労働事件，行政事件，倒産事件等の専門研修コース)を設け，裁判官の希望に従って受講させて，専門領域を持った裁判官になるきっかけを与えることを企画したい。専門部又は集中部において若手裁判官が十分なキャリアを有する裁判官とともに事件処理を行うことを通じて専門的な能力を身に付けるなどの方策も重要である。特に，高い専門性が要求される分野では，人事ローテーションにおいても，そのような専門的事件に対応できる裁判官の確保に向けて配慮する必要があると考えている。また，弁護士任官推進のための方策のひとつとして，専門分野に通じた弁護士に当該分野での裁判事務を担当させる形態での任官の推進を検討したい。

裁判官の職業倫理に関しては，裁判官としての職務を行う中で身に付けることが基本となるが，これまでも，司法研修所における研修等の機会を通じて，検察官や弁護士との関係などの点も含め，裁判の公正に対する信頼確保という観点から，先輩法曹や有識者の話を聴く機会を設けたり，裁判官相互

で意見を交換し、討論するなどしてきたところである。今後、このような機会を更に増やし、その内容も充実させることを検討している。

2 裁判官以外の裁判所職員について

裁判官以外の裁判所職員については、新規学卒者を中心に採用を行い、部内育成してきていることから、今後とも、広報活動や採用試験の改善・工夫を通じて、より多数の優秀な裁判所志望者・採用者を確保していきたい。

また、平成16年度から、裁判所書記官研修所及び家庭裁判所調査官研修所を統合することにより、適正迅速な裁判の実現に向けて、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び裁判所事務官の各職種間の協働関係を強化するとともに、専門性をより高めた形で、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官の養成を行うことができるよう充実した環境を整備する予定である。さらに、これまでも、節目節目においての職種・経験に応じた研修、日常的なOJT及び育成の視野を踏まえた適正な任用配置によって、専門性の維持・向上や職業倫理についての意識の向上等に努めてきており、今後もこれらの点について一層の充実・強化を図っていきたい。

(注)現在、裁判官以外の裁判所職員に対して行っている研修の概要は別紙4から6のとおり

第2 法科大学院(仮称)に対し実務家教員を派遣するための具体的方策について (勤務形態や処遇など)

(回答)

1 法科大学院への実務家教員派遣の制度的枠組みについて

法科大学院への実務家教員の派遣を検討するに当たっては、学校法人である大学の教員として教えることにもなるため、裁判官の身分を保有したまま派遣することが可能かどうか、そのためにどのような制度的手当てをする必要があるかといった検討を要する課題がある。裁判所としても、関係機関等と協議しながら、このような制度面での課題について、常勤か、非常勤かといった実務家教員の勤務形態も視野に入れて検討を進めていきたい。

2 実務家教員の人材の確保について

現役の裁判官を派遣する場合、一定数の裁判官を現に担当する職務から外して教員に派遣することになることから、それに見合った人材の確保、人的手当てが必要となる。ところで、法科大学院の実務家教員には、実務的な理論及び技能並びに人格という観点において、法科大学院の教員にふさわしいだけの高い能力、資質が必要であるが、現在の司法研修所教官についても、その人材確保は、必ずしも容易ではないというのが実情である。この問題は、法科大学院の規模、数、実務家教員の割合を視野に入れて考える必要があるが、他方で、審議会で検討されているように、より迅速かつ充実した裁判の実現のための様々な制度改革が検討されており、適正迅速な審理に向けた裁判官の確保が求められるところである。裁判所としては、このような裁判官に対する様々なニーズを考慮しつつ、法科大学院の教員確保について、できる限りの協力をしてまいりたいと考えている。

事件の適正迅速な処理に必要な増員

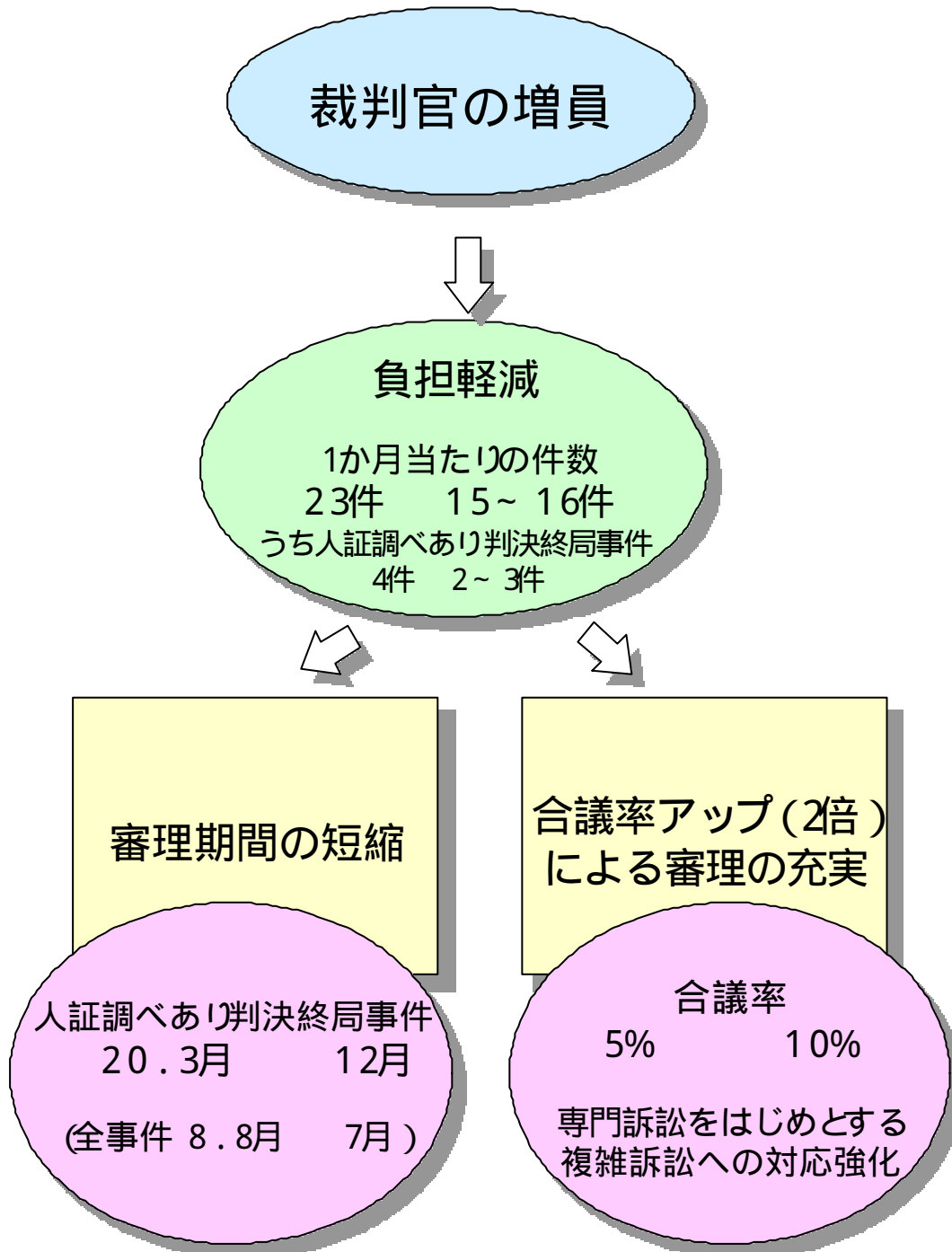
機 構	増員必要数
地方裁判所	360人
家庭裁判所	30人
高等裁判所	60人
合 計	450人

(別紙2)

増員による効果 (地裁民事訴訟事件)

	現在	増員後
審理期間		
人証調べあり 判決終局事件	20.3月	12月
平均期日間隔	50日	30日
合議率	5パーセント	10パーセント
担当事件数		
手持ち	180件	130~140件
1か月当たりの件数	23件	15~16件
うち人証調べあり 判決終局事件	4件	2~3件

裁判官の増員による効果



裁判所職員の研修

裁判所では、裁判所職員として必要な基本的な知識やマナー、担当職務を行うための基礎能力の習得から、職務に応じた専門的な知識・能力の付与まで広く、集合研修（OFFJT）と職場研修（OJT）を相互関連させた効果的な研修制度を用意している。

1 採用初年度の研修の概要

(1) 集合研修（OFFJT）

フレッシュセミナー

対象：すべての新採用職員

目的：裁判所職員として当面必要な知識の習得

新採用職員研修

対象：事務官

目的：裁判所職員として必要な基礎知識やふさわしい心構えの習得

フォローアップセミナー

対象：事務官

目的：採用1年目の仕上げ（それまでに習得した内容を確認し、2年目のスタートに備える。）

(2) 職場研修（OJT）

配属された職場における日常の職務を通じた上司からの計画的な指導

2 2年目以降の研修の概要

2年目以降は、配置部署等に応じた職場研修（OJT）が行われるとともに、それぞれの職員の適性等に応じて、多様な研修プログラムが用意されており、主として、裁判所書記官研修所及び家庭裁判所調査官研修所において、綿密なカリキュラムの下、専門教官による高度な教育が行われる。

裁判所書記官研修所における研修

1 研修部

裁判所事務官，裁判所書記官，裁判所速記官等の研究及び研修を行う。

研修部における主な研修

事務官法律研修：大学法学部卒業生以外の事務官等を対象に，基礎的な法学教育を行う。

中堅事務官研修：多様な講義・共同研究等を通して執務能力の向上を図る。

書記官実務研修
書記官総合研修
書記官実務研究会 } 書記官の実務能力の向上等を目的とする。

2 養成部

裁判所事務官等が入所試験に合格すると，約1年から2年間にわたり法律の理論，実務等についての研修を受け，修了後裁判所書記官の資格が与えられる。

養成部のカリキュラム

憲法，民法，刑法，商法，民事訴訟法，民事執行法，刑事訴訟法，家事審判法，少年法，一般教養，実務修習，実務演習（調書事務，検証，令状事務等）

家庭裁判所調査官研修所における研修

1 研修部

家庭裁判所調査官の研究及び研修を行う。

研修部における主な研修

調査官実務研修：調査官の実務能力の総合的向上を図ることを目的として行う。

調査官専門研修：調査官の事務処理に必要な専門知識・技術の向上を目的として行う。

調査官実務研究：調査官の実務に必要な理論・技法に関する実証的研究を行う。

2 養成部

家庭裁判所調査官補 種試験に合格して採用されると、約2年間にわたり職務に必要な人間関係諸科学や法律等の理論及び実務についての研修を受け、修了後、家庭裁判所調査官に任命される。

養成部のカリキュラム

憲法，民法，刑法，民事訴訟法，刑事訴訟法，家事審判法，少年法，社会福祉関係法規，矯正保護関係法規，刑事政策，心理学，教育学，社会学，精神医学，経済学，家事事件調査，少年事件調査，家事事件実務演習，少年事件実務演習